

ASEANにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9輸出入規制・関税・通関規制	自動車部品	(1)	AFTA 関税撤廃の遅れ	<p>AFTA 関税撤廃時期が遅れ、近隣諸国との連携を考えた生産を図った場合、輸入関税がかかり、計画をしていた原価低減が出来ない。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・2010年1月1日より、ASEAN 先行6カ国(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)AFTA-CEPT 協定に基づき域内貿易関税を相互に撤廃し、7,881品目がゼロ関税となった。</p> <p>・AFTA-CEPT 協定に代わる ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)が2009年2月に調印され、2010年1月1日より改訂 AFTA 関税率が適用されることになっていたが、コメの関税を巡ってタイとフィリピンが対立したため、両国(及びインドネシア)の批准が遅れ、ATIGA 発効が2010年5月17日までずれ込んだ。さらに、新たな原産地証明書(ATIGA フォーム D)の発給がタイでは2010年8月3日以降となるなど、混乱が生じている。</p>	<p>・2010年1月より AFTA 適用にて、自動車用関連部品関税撤廃。本年度より、効果が期待できる。</p>	
	自動車部品	(2)	再輸入への関税賦課	<p>・ラオスの外注を活用し、タイへ再輸入する場合5%の関税が掛かる、その為安い労務費を使った効果が出てこない。</p>		
	日工会	(3)	FTA 制度と利用メリットの把握困難	<p>弊社はタイに現地工場を保有しているが、タイを拠点とした日本・中国・インド・ASEAN 地域での輸出入を活発にしたいと考えている。しかしながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 日タイ EPA と日 ASEAN 包括的経済連携協定(AJCEP)と税制優遇制度が発効されている。せっかくのその制度を有効的に活用するため、品目別の関税率はどちらが有利なのか、メリット・デメリットを明確にする必要がある。</li> <li>- また、客先の輸入関税の観点から考えた場合、タイ生産と日本生産とどちらがどれ位具体的に有利なのかも把握する必要がある。</li> <li>- 尚、タイ生産に際しては日本や中国からの部材調達为中心であるが、今後 ASEAN から部材調達した場合、関税率はどのような比較になるのか同様に把握する必要がある。</li> </ul> <p><b>(対応)</b></p> <p>・ジェトロによると、AJCEP の除外品目を除き発効日以降関税品目が残存する 2,951 品のうち、AJCEP と JTEPA で関税率が同じ品目は 123 品目、JTEPA の方が関税率が低い品目は、2,236 品目、AJCEP の方が関税率が低い品目は 532 品目あるとしている。この差異の主因として、JTEPA の関税引き下げの基準時点が 2004 年で AJCEP が 2005 年であり、その間にタイ側の MFN 関税率が変化したことを挙げている。(H21 年 6 月 4 日付け通商弘報)</p> <p>・2008 年 8 月、ASEAN は、日本との間で EPA(AJCEP)を発効させた。また、ASEAN 各国(シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシア、ベトナム)は、日本との二国間で EPA を締結している。</p> <p>・2010 年 1 月、ASEAN 先行 6 カ国(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)は、AFTA において 99%の関税を相互に撤廃し、中国との FTA(ACFTA)及び韓国との FTA(AKFTA)において、ノーマルトラック品目の関税を撤廃した。</p> <p>・2010 年 1 月 1 日、ASEAN は、インドとの FTA(AIFTA)及び豪州・ニュージーランドとの FTA(AANZFTA)を発効し、“ASEAN + 1”のネットワークが完成した。</p> <p>・AJCEP の特恵関税率及び原産地決定基準の関税番号変更基準は、HS2002 関税分類に基づいて定められている。しかし、既に通常の通関は、HS2007 関税分類に移行しているため、AJCEP 特恵関税適用製品が通関する際に混乱が生じたり、社内管理システムを複雑にしている。</p> <p>・2011 年 1 月、AANZFTA は、インドネシアを除いてすべての ASEAN 加盟国が国内批准手続きを終えた。</p> <p>・ASEAN は AFTA の関税を先進 6 か国で品目ベースで 99.6%まで撤廃しほぼゼロ関税となり域内 AFTA 利用率も高まっている。たとえばタイの AFTA 利用率は金額ベースで平均 38%、インドネシア、フィリピン、ベトナム向けは 5 割超となっている(2011 年 4 月 14 日付 JETRO 通商弘報)。</p> <p>・タイ商務省のデータを基にして作成した JETRO 資料(2011 年 4 月 15 日付通商弘報)によると、タイの“ASEAN+1”の 2010 年の利用率は豪州との FTA の 60.2%を筆頭に、中国 34.4%、インド 33.4%、日本と韓国は 20%台となっている。</p>	<p>・制度と税制の比較が、わかり易い形で把握できるような情報提供をお願いしたい。</p>	<p>・日タイ EPA</p> <p>・日 ASEAN 包括的経済連携協定(AJCEP)</p>



区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>ASEANにおける原産地規則の見直しが定義の明確化と基準の拡大・緩和の2つの方向で実施されている。定義の明確化については、現地調達率の計算に利用するコスト項目の定義を統一化し、各国間でのコスト計算におけるばらつきを縮小させようと試みている。また、基準の拡大・緩和化については、関税番号変更基準の導入と部分的累積ルールの緩和の2点が検討され、2005年4月に20%以上40%未満の域内調達であっても域内付加価値として最終製品のFOB価額に合算できるようになった。関税番号変更基準の導入については、2005年9月末に開催されたAFTA評議会において、小麦粉、木材製品、アルミ製品、鉄鋼に関して採用された。</p> <p>第21回AFTA評議会において、AFTAの原産地規則として付加価値基準40%または関税番号変更基準の二者択一制を一般的ルールとして適用することを決議し、2007年8月23日に開催されたAFTA評議会において、年内に改定し、08年の早期に実施することで合意した。</p> <p>タイにおいて、日系企業が輸出でFTAを活用していない理由として、25%が「原産地規則自体のハードルが高い」ことをあげている。(JETRO「在アジア日系製造業の経営実態—ASEAN・インド—」(2006年11月～12月調査))</p> <p>ASEAN各国は、ASEANシングルウィンドウ議定書(ASW Protocol)に基づいて、ASWの実施(ASEAN-6は2009年末まで)に努めている。その一環として、2009年7月1日、インドネシアとマレーシアは、AFTA原産地証明書(Form D)の電子交換を開始した。</p> <p>2010年5月17日に発効したASEAN物品貿易協定(ATIGA)25条は、ASEAN原産資格の付加価値比率(RVC)の計算方法として、引き続き直接計算法と間接計算法のいずれかを適用可能としている。</p> <p>CEPTからATIGAへの移行期間がATIGA発効後180日間とされ、Form Dの受付がATIGA発効後180日まで行われ、Form Dの有効期間は1年間とすることが確認された。</p> <p>2010年8月25日、ASEAN経済相会議を開き、ASEANは2012年までにASEAN自己証明制度の導入を目指して、自己証明制度導入のためのパイロットプロジェクトを実施することとし、2010年11月にシンガポール、マレーシア、ブルネイの3カ国で導入された。</p> <p>2010年8月、ASEANは、中国との間でリインボイスを認める条項やBack to Back原産地証明の条項が入ったACFTAの物品貿易協定第2修正議定書を早急に締結することを確認した。</p> <p>タイ税関は、2011年10月1日よりATIGAの下での認定輸出者自己証明制度のパイロットプロジェクトに参加した。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>2008年8月1日、ASEAN各国は、CEPTの原産地決定の品目別規則(PSR)として、2377品目について40%付加価値基準、関税番号変更基準、(HS4桁)のいずれかを選択する方式を実施に移した。また、救済ルールとして、非原産材料から関税番号変更が行われない場合であっても、FOB価格10%以下であれば当該完成品をASEAN原産と認めるデミニマス・ルールを採用した。</p> <p>2011年1月1日、『ACFTAにおける物品貿易協定第二修正議定書』が発効した。同議定書の目的は、ACFTAに基づく原産地規則の証明手続の運用(OCP)の改訂にある。具体的な改訂内容は以下のとおり。</p> <p>Form E 発給機関の定義に改訂され、「輸出者の国の政府機関」に加え、締約国の国内法に基づき承認されたその他の機関にも発給権限が与えられている。</p> <p>第三国で発出されるインボイスを受け入れる規定がすべてのASEAN+1 FTAに盛り込まれた。</p> <p>通常“back-to back Form E”と呼ばれる移動証明書(MC: Movement Certificate)の使用を認める。</p> <p>原産品であるか否かを確認するための立入検認訪問(verification visit)の受け入れ</p> <p>Form E 発給申請を「船積前及び船積日、又は船積日から3日以内」に変更した。</p> <p>Form E 有効期間を1年に延長した。また Form E 発給関係書類の保存義務期間を3年以上に延長した。</p>		
	日商	(6)	ASEAN インド FTA 原産地証明制度導入のキャパシティビルディング不足	ASEAN・インド FTA における原産地証明制度の導入準備(システム面、トレーニング)が不十分。	年に1回もしくは2回程度、ASEAN 諸国・インドと意見交換を行い、実務の改善を図る。	PMK No.144/2010

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日商	(7)	二国間 EPA と地域 EPA の原産の累積の利用困難	<p>日本→ASEAN A 国→ASEAN B 国と輸出する場合、日本→A 国では(関税率の低い)二国間 EPA の譲許税率を享受し、A 国→B 国では(原産性の累積のため)地域 EPA (AJCEP) 譲許税率を享受できる必要があるが、現状は、二国間 EPA と AJCEP の原産の累積を合わせて利用することは困難である。</p> <p>域外から輸入した商品をシンガポールの倉庫で保管した後、域内(タイ等)に輸出する際には日本との二国間 EPA が使えない(直送基準)。</p>	<p>二国間 EPA の原産地証明書(CO)を地域 EPA (AJCEP) の累積に利用。(別協定間ではあるが、同国/地域であることから累積を認める)</p> <p>日本→A 国の輸出の際に、二国間 EPA と地域 EPA (AJCEP) 双方の原産地規則を満たす場合は、両方の CO を(追加費用なく)発給。</p> <p>日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)の早期(2008年)発効。</p>	
	日機輪	(8)	ASEAN 調和関税品目分類の煩雑	<p>CEPT の実施のために、ASEAN 調和関税品目分類表(AHTN)が導入され、ASEAN 域内外で使用されることになっているが、域外適用については各国で異なっており、同一品目でも取引相手国で関税番号が異なるという煩雑な状況となっている。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・2002年1月、ASEAN 加盟 10 カ国は、AHTN の採用に原則として合意したが、協定の文言を巡る意見の相違と各国の立法プロセスにかかる時間の問題を理由に全ての ASEAN 加盟国が AHTN 協定に署名しただけではなかった。</p> <p>・シンガポールは、2003年1月1日以降、「2003年シンガポール貿易関税分類・関税・物品税ブック」の中に AHTN を組み入れており、HS コードを 8 桁に合せている。インドネシアは、AHTN 実施を 2003年7月に延期し、再延期見込みである。タイとフィリピンは、実務的には 2003年7月までに AHTN の実施準備ができており、タイではマレーシアによる AHTN 品目修正権利を留保する提案を検討する時間が必要であり、フィリピンではプロトコル署名後に AHTN を承認するフィリピン法手続を開始する必要がある。マレーシアは、協定の文言及びそれが特定の関税品目に及ぼす影響について懸念を持っており、AHTN 協定を署名するに至っていない。ASEAN 事務局も未だ ASEAN レベルの実施ガイドラインを完成できないでいる。</p> <p>・2003年7月に開催された特別非公式 ASEAN 経済閣僚会議(AEM)は、2004年1月1日までに AHTN の実施を求めた。</p> <p>・2003年8月、ASEAN 財務相会合は、AHTN に関する議定書案に調印した。AHTN の発効日は 2004年1月1日。</p>	<p>HS コード(6 桁以上)の調和。</p>	
	JEITA 日商	(9)	通関書類の職員の見解の不統一	<p>イレギュラーな通関処理を行う場合、通関職員個人による見解の違いから、種々の書類提出を求められる。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・2010年5月に発効した ATIGA 第6章に新たに税関に関する章を設け、法施行における予見可能性、一貫性、透明性の確保、税関手続の効率的・経済的な実施と迅速な通関、税関手続と慣行と調和、税関当局間の協定促進を唱っており、具体的な規定を設けている。また、ATIGA 第5章以降で貿易円滑化において、税関手続、貿易規則と手続、標準と適合性、植物衛生検疫措置、ASEAN シングルウィンドウ、ASEAN 評議会を対象として ASEAN 貿易円滑化作業プログラムを ATIGA 発効後 6 カ月以内に ASEAN 加盟国に合意することを規定している。</p> <p>・2010年6月9日～11日に開催された第19回 ASEAN 関税局長・長官会議で、ASEAN 各国の関税局長・長官は、ASEAN シングルウィンドウ(ASW)の一貫として実施される ASEAN 保税運送システム(Acts = ASEAN 域内で保税運送中の貨物の移動を監視するため、共通の書類の使用によって手続を同期化する自動システム)を原則的に承認する一方、Acts の運用・技術面を検討するための専門作業グループを設置することについて合意した。</p>	<p>終始一貫した通関業務の実施を望む。</p>	
	日商	(10)	検疫局との輸入確認の困難	<p>配合飼料製品(完成品・個別包装製品)を輸出する場合、輸入確認が困難である。輸入国検疫局と輸出入資料の確認が現地輸入者も輸出国シッパーも、乙仲業者も事前確認と必要書類の打ち合わせが出来ず、輸出が出来ない。</p>	<p>当該政府検疫局が、貿易書類確認できる窓口として電話、E-MAIL、訪問受付対応可能な所を設けて欲しい。そうすれば誰でも問い合わせが可能になる。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	日機輸	(1) 知的財産権保護の不十分	<p>ASEAN 各国における法整備は進んでいる状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。</p> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1995年12月、知的所有権共有化についてのフレームワーク合意がなされた。</li> <li>2007年1月13日開催された第12回ASEAN首脳会議において採択された『セブ宣言』において、知的財産権に関する協力範囲が拡大され、商標や特許以外に著作権が含まれた。</li> <li>AECブループリントには、ASEAN域内意匠登録制度の確立に向けた各国知財局とユーザーとの調整、商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書へのASEAN加盟国の加入について示されている。</li> <li>2009年6月1日、ASEAN各加盟国の知財当局のトップは、タイのフアヒンに集まり、域内特許・知的財産権協力について話し合った。会議終了後、ASEAN特許審査協力(ASPEC)と知財ディレクトリープロジェクトという2つの協力計画に着手することが発表された。ASPECは、ASEAN域内での特許審査ハイウェイ・プログラムに相当するもので、域内の起業家が自らの発明に対する特許を取得する手続を迅速化する初めての域内特許協力計画である。また知財ディレクトリーは、加盟国の知財関連情報を一括して集めたオンラインディレクトリーであり、企業などが情報源として利用することができる。両計画は、将来的に域内の特許・知財システムを発展させるものと期待されている。</li> </ul>	<p>特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めていただきたい。</p>	
19	工業規格、基準安全認証	日商	(1) 厳格な化粧品安全基準	<p>タイ、シンガポール、マレーシア向け化粧品は、ASEAN化粧品指令に基づき製造月から18カ月以内の製品のみが輸出対象となっており当社基準よりも厳しいため、輸出段階で選別が発生。</p> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2008年1月1日よりASEAN化粧品指令(ACD:ASEAN Cosmetic Directive)が効力開始され、許可制度より届出制度に変更された。</li> </ul>		ASEAN化粧品指令
24	法制度の未整備、突然の変更	日商	(1) サービス・レベル・アグリーメントの基準の不透明	<p>ASEAN諸国内でのService Level Agreement (SLA)の基準が不透明。</p>		